別　紙

今回の事象の概要

o　新大分発電所の所内ボイラーは、前回定期事業者検査を平成 19 年 5 月 11 日に終了しました。次回の定期事業者検査の実施は平成 21 年 5 月 11 日までの期限となっておりますが、※低稼働のボイラーであることから定期事業者検査の時期変更を行い 2 年間延長する計画としていました。

（※電気事業法に基づく定期事業者検査の時期変更
　ボイラーの定期事業者検査は前回の検査以降において運転時間が 4,000 時間又は起動回数が 120 回になると見込まれるいずれか早い時期を限度として、定期事業者検査の時期を最大 2 年延長することができる）

o　時期変更の申請は、定期事業者検査実施期限の 1 ヶ月前である平成 21 年 4 月 11 日までに申請する必要がありましたが、平成 21 年度の定期事業者検査の計画を確認したところ、平成 21 年 6 月 25 日に申請手続きが漏れていることが判明しました。

o　判明後、所内ボイラーの使用は中止しており、定期事業者検査実施期限の 5 月 11 日以降運転した実績はありません。

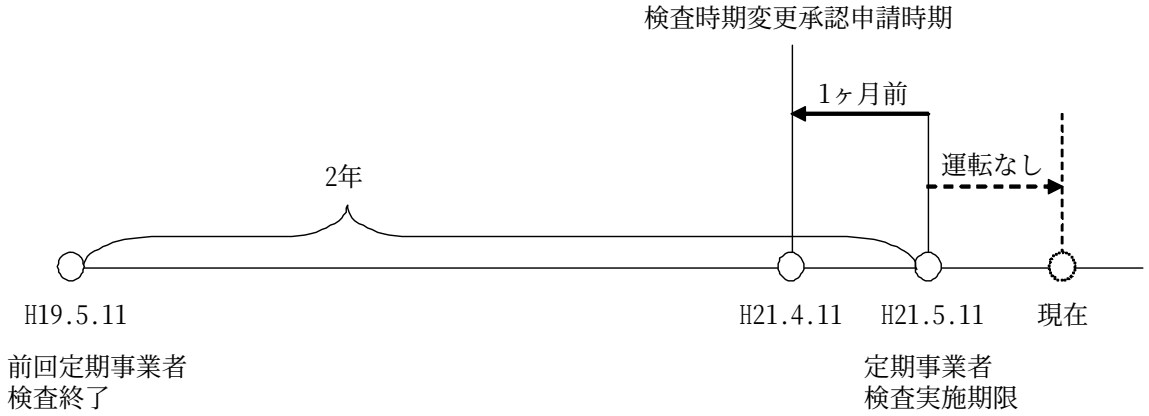

[所内ボイラー運転状況]

	運転時間	起動回数
前回検査終了時から平成 21 年 5 月 11 日まで	57 時間 53 分	6 回
平成 21 年 5 月 11 日から平成 21 年 6 月 25 日まで	0 時間 00 分	0 回

以　上